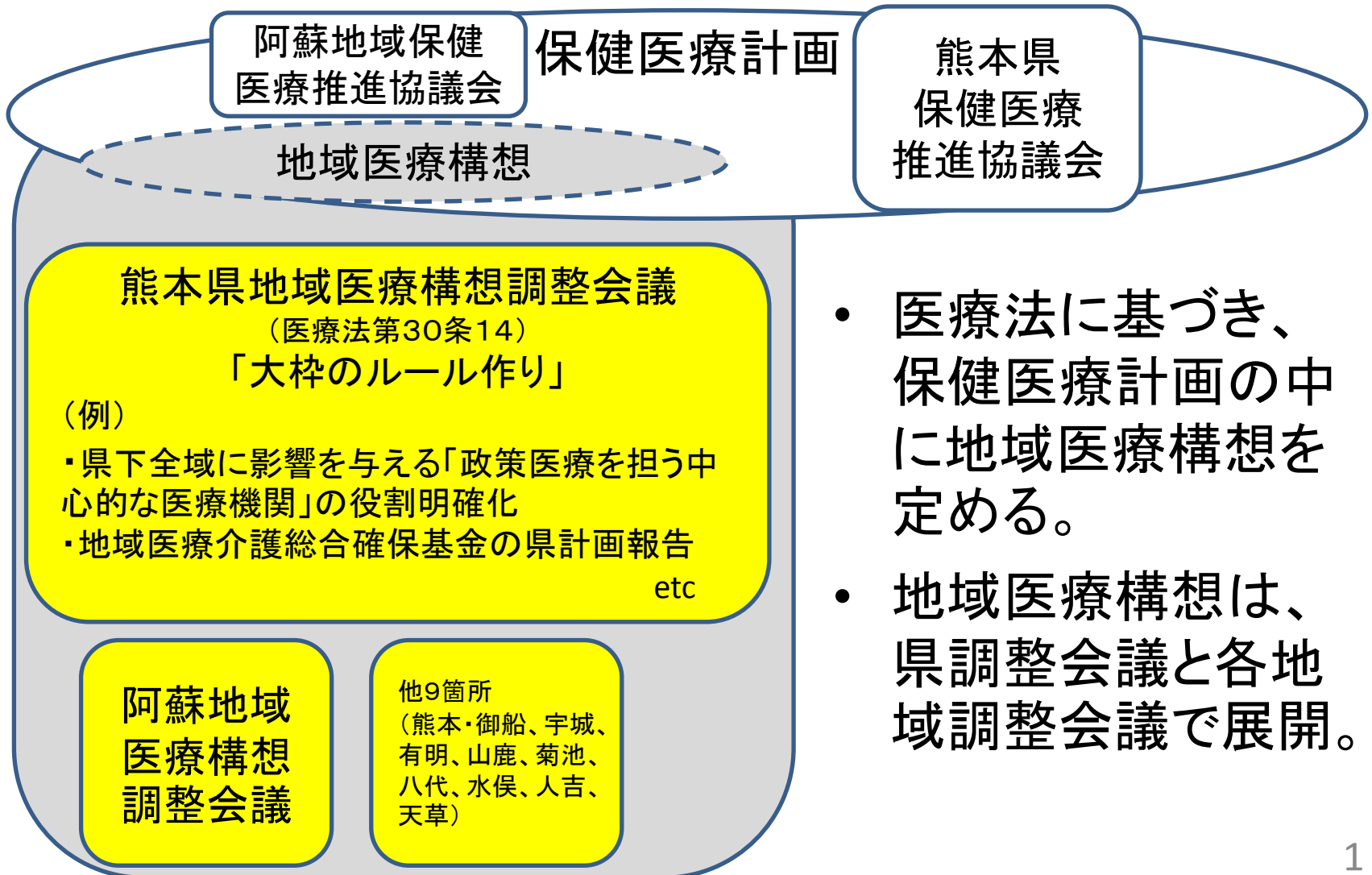


## ◆ 地域医療構想について 1



- 医療法に基づき、保健医療計画の中に地域医療構想を定める。
- 地域医療構想は、県調整会議と各地域調整会議で展開。

### ◆ 地域医療構想について 2

#### 【基本的事項】

- 1 まず、以下について協議の上、合意形成を行う。
  - ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
  - ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数
- 2 国又は県が示す病床数の必要量は、「推計値」及び今後の「トレンド」を示したものであり、各指標を踏まえて将来の医療需要を念頭に、地域のあるべき医療提供体制を考える。
- 3 県は、病床の不足が見込まれる病床機能への転換について、転換のための施設や設備の整備の支援等を行う。

### ◆ 前回（第4回調整会議）について

#### 【決定事項】

- 1 政策医療を担う中心的な医療機関における、統一様式に基づく発表について
  - ・第5回会議にて、公立・公的病院2つが発表（阿蘇医療センター、小国公立病院）
  - ・第6回会議にて、民間病院3つが発表（大阿蘇病院、阿蘇温泉病院、阿蘇立野病院）
- 2 上記1の発表に伴う協議の時期
  - ・全ての病院が発表を終えた後（第6回調整会議で実施予定）
- 3 協議後の合意形成の決め方
  - ・出席委員の過半数の合意を得る